

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中島哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



11 月 30 日 控訴審第 6 回口頭弁論

過ちは繰り返さないでください！

意見陳述 田中徳雲さん

素晴らしい秋晴れの青空の下、ポカポカ陽気の中で裁判所前の道路を気持ち良く行進して裁判所内へ。口頭弁論は名古屋高裁金沢支部 205 法廷で午後 2 時より行われました。

法廷ではまず、準備書面等のやり取りの後、原告の田中徳雲さんが意見陳述。福島県南相馬市の古刹同慶寺の住職でもある徳雲さんは「どうぞこの苦しみ、悲しみ、悔しさを理解してください。もう二度と過ちは繰り返さないでください。私は今の自分の持てるありったけの力をふり絞ってこの想いを紡ぎ、この声を届けるために今日、こうしてやってきました」と訴えました。

続いて、弁護団の甫守（ほもり）弁護士が第 13 準備書面をベースにして、パワーポイントを使いながら、関西電力の基準地震動の想定が過小であることを長沢啓行大阪府立大名誉教授の意見書に沿って説明。設計上の安全限界とされる 1260 ガルを超える地震が起こりうると主張。



裁判所の東側で整列。今から行進です！

陳述後、原告側は基準地震動検証のためのデータ提出を被告関電に求めましたが、関電は「原子力規制委員会で審査しているので…（法廷には出せない）」と回答。結局、内藤正之裁判長は「示せるのであれば示してほしい」とデータ提出を関電側に求めることとなりました。最後のやり取りでは、数回の口頭弁論後の結審をほのめかす裁判所側に対して、原告側は「立証」はこれからであると主張し、裁判長が「申請があればそれも含めて検討する」ということになりました。（編集子）

◆次回期日：2016 年 2 月 29 日 次々回期日：2016 年 6 月 1 日◆

控訴審 (第 205 法廷)

第 6 回口頭弁論期日の概要

〈以下、期日の概要は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士による〉

一審原告は控訴審第 11～第 17 準備書面陳述。

一審被告は準備書面(25)～(27)を陳述。

一審原告は甲 203～251 を提出。

一審被告は乙 67～86 を提出。

一審原告・田中徳雲さんによる意見陳述 (2～6 頁参照)

一審原告代理人・甬守一樹弁護士によるプレゼンテーション (7～10 頁参照)

裁判長：今後の進行について、一審原告のお考えは。

笠原：一審被告から準備書面(26)(27)が出てきましたので、これに対して反論します。また、準備書面(24)への反論のうち、基準地震動関係が未了でしたので、これになるべく次回までに行いたいと思います。ただし、協力してくださる地震学者の先生からは、生データ、もともとの地震・地盤の測定データがないと適切な反論が難しいとご指摘頂いていますので、それらのデータを一審被告から開示頂きたいと思います。

原告：ボーリング調査の結果などが出てきていません。

原告代理人：準備書面(18)によると、地盤特性・地域性について特段のデータがないとしているが、それは本当か。何に基づいているのか。

裁判長：今の点について、一審被告はいかがですか。

被告代理人：私どもの主張立証は尽くしたと思っています。ただし、第 11～第 17 準備書面について

必要な反論があるか調査中です。なお、審査データについては、ただいま規制委員会で評価いただいているところなので、この法廷で出すことは考えておりません。

裁判長：地震動は最も大きな争点です。生データの有無はよく分かりませんが、示せるなら当審理でも出すべきです。

裁判長：あと 2 回は期日が必要です。上記の点についての処理が必要ですが、それを別にする、更に必要があればその次に最終弁論期日と考えています。

原告代理人：主張については次々回までと伺っておりますが、それと立証は別です。こちらとしては証人申請なども考えております。

裁判長：申請があればそれも含めて検討致します。

裁判長：次回期日は前回お知らせしたとおり 2 月 29 日 14 時とします。次々回期日は 6 月 1 日 14 時です。

意見陳述

「想定外」では済まされない！

原告 田中徳雲さん

私の住む南相馬市小高区、同慶寺は福島第一原子力発電所(1～6 号機)から北西におよそ 17 km の場所にあります。鎌倉時代から 740 年以上続いた相馬中村藩侯の菩提寺で、地域寺院の本寺的役割もあるお寺です。平成 23 年 3 月 12 日から続く原発事故の影響により、政府の指示で「避難指示解除準備区域」(旧警戒区域)に指定されています。日中の立ち入りは自由ですが、住むことも宿泊することもできません。震災前は南相馬市の総人口が約 7 万 1 千人で、その内小高区は 12800 人、3770 世帯ありました。現在市民の人口は、6 万 3 千人で、小高区民は全員が避難生活(市外 4710 人、市内 5880 人)を余儀なくされています。インフラ整備は少

しずつ進んでいます、すべてにおいて深刻な放射能汚染の問題がつきまといってくる状況にあります。

震災後の後片付けは半数以下

原発事故の翌年、平成 24 年 4 月から日中の立ち入りは自由になりました。しかし現在、片付けに来ている人は半分いるのでしょうか…。地震の後片付けをした家は、全体の 4 割ぐらいではないかと思います。多くの住宅家屋は、一見すると外観は普通に見えても、中に入ってみると、避難初期時に放置状態であった雨漏りに加え、長期間人が住んでいないためにネズミやハクビシンの害がひどく、場所によっては猪や猿の数も増えています。それに加えて、放射能です。原発爆発当時、外にあったものはすべて放射能汚染されてしまいました。雨漏りする雨にも放射能です。三分の一以上の家屋が取り壊されようとしています。

生活を根こそぎ奪われる

どうぞ想像してみてください。

当地は農村部ということもあり、住民の約 7 割は兼業農家で、先祖代々の土地や田畑を守りながら、三世代、四世代同居の多い自然豊かな理想的環境でした。また太平洋の黒潮と親潮の交わる好漁場に恵まれ、漁業も盛んな地域でした。

私自身も子育て真最中ということもあり、生きるということ、いのちをいただくということを家族で見つめるきっかけになればと、桑畑の荒れ地を借りて開墾しました。なるべく昔の人たちと同じ苦労をしてみようと思い、全て手作業で行った開墾でした。始めた時から 5 年を経て、こつこつとやってきたことが日々、成果となって現れていました。土壌改良の成果も現れ、土はふかふかで、ミミズもたくさんいました。種まき量と収穫量のバランス等も少しずつ分かってきていました。収穫した大豆で味噌づくりもしていました。子供たちも、自分が撒いた一粒の種が、太陽と、水と、

風と、畑の栄養素や微生物のお陰で、何倍にも、時に何十倍にもなって収穫出来ること、そしてそうやって育てた野菜や味噌が、どれ程美味しいかを体で感じていました。

また、綺麗な場所には自然と人が集うもの、という師匠の教えを実践し、境内の清掃には特に力を入れてきました。子供たちもそんな親の後ろ姿を見てか、すすんで手伝いをしてくれていました。若い僧侶と子供たちが、一緒に掃除をする姿を見て、近所に住む方々は微笑ましい風景だと喜んでくださっていました。それが、根こそぎ一変してしまいました。

混乱の中の避難

平成 23 年 3 月 11 日、午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災で、当地域は震度 6 弱の揺れでした。感覚的には未だ経験したことのない非常に大きく長時間にわたる揺れで、家屋の倒壊や道路の陥没なども多数発生していました。私は直感的に原発の配管が壊れたのではと心配しました。およそ 1 時間後に、スマートホンのアプリケーション

「Twitter」により、原発で全電源が喪失されたこと、予備のディーゼル発電機も大津波により流出したことを知りました。小高区での津波は高さ 15 メートル以上、海岸を越えて約 3 km 浸水しており、14 の集落が壊滅的な被害を受け、381 軒が消失、死者行方不明者合わせて 150 人が犠牲となりました。その直後ですから被害の全貌も見えずに、町全体が大変混乱していました。大津波は東京から仙台までを南北に通じる国道 6 号線も所々越え、辺り一面、海があふれた状態になっていましたので、私は作業員が原発にたどり着くことすら出来ないだろうと想像しました。危機意識をもって勉強していたので、冷却が不能になった原発が、およそ 24 時間で爆発するということも知っていました。近所の方々にも今何が起きているか、どれ程危機的状況なのかを説明しました。しかし当時は、ほとんどの方は「原発は絶対安全」と信じており、

聞く耳を持ってもらえない状況でした。そんな中を、私と妻、そして子供 3 人は避難を開始しました。車の定員人数もあり、母をひとりお寺に残して。お婆ちゃんと別れる際の子供たちは大泣きで、私も身を引き裂かれる想いでした。

後で聞いた話ですが、翌 12 日の朝から、原発が危険だという話は住民の間でも話題になっていたそうです。午後 3 時過ぎ、原発の爆発音は小高区でもはっきり聞こえたそうです。ある人は津波で行方不明になった方々の捜索中に、またある人は地震の後片付け中に、今まで聞いたことのないような、その爆発音を聞き、一瞬にして人々は大混乱に陥り、全ての作業を途中にして、とにかく遠くに逃げるしかありませんでした。「どうやって避難したのか、ほとんど覚えていない。命からがら逃げ出し、気がついたら避難所にいた」という方が多いことをみても、大変な混乱だったことが分かります。そして、忘れてはならないのが、津波で行方不明になられた方たちの中にも、その時に救助され、手当てを受けていれば助かった命もあったでしょうが、原発が爆発したために、自衛隊や、消防、警察も含め、全ての人がその場から離れなければならず、結局放置されたということです。小高区に自衛隊の捜査捜索が入ったのは 3 月の末で、本格的な捜索は 4 月に入ってからでした。発見された全ての方がご遺体で、当然相当傷んでおりました。

人間関係の断絶

檀信徒の半数は南相馬市内、北隣の相馬市内に避難していますが、多くは高齢者のみの家庭で、子育て中の世代は、比較的放射線量が低い都市部に避難しています。父親だけが市内で仕事をしている方も多く、私も同様です。今まで築いてきた人間関係や地域のつながり、お祭りなどの伝統文化は絶たれようとしています。地元民は、それらが自分たちの精神のよりどころであったことに気づき、なんとかしようと必死に繕ってはいますが、

避難先でのこと、勤め先のこと、子供の学校のことなど、それぞれの家庭の事情もあり、かなり難しい状況です。同居していた家族が、二カ所、三カ所と分かれて生活しており、この精神的苦痛は想像以上だと思います。

小高区への帰還をあきらめ、やむを得ず避難先に家を建てたり、中古の家を買った方も半数以上いらっしやいます。避難生活を続けながら、同時に元住んでいた家の清掃、維持、管理もしていくのは大変なことです。家が 2 軒あるわけですから。しかも、元の家は引っ越し準備などしておらず、3 月 11 日までの生活の全てが、時が止まったように残っています。掃除をしようと戻ってきても、その家の中の様子を見て「あの日」を思い出し、ネズミ屋敷と化してしまった家の変わりように気力も萎え、なかなか先に進まない時期もありました。離れたところに避難している人は特に大変です。

私の家族は震災直後から 2 年間、福島県にお世話になり避難生活を送りました。大変よくしていただきましたが、家族と一緒に過ごす時間は極端に少なくなり、家庭環境、子供たちの精神状態にも限界を感じましたので、平成 25 年の春に、福島県いわき市に移住しました。福島県に戻るということも、子供の健康を考えれば、たいへん悩みました。子供たちも、ようやく学校で友達ができたところだったので、二度目の転校には最後まで大反対でした。引っ越し当日は、引っ越しがイヤで、裸足のまま庭の植え込みの中に隠れた子供を見つけ出し、泣いて抵抗するのを、無理矢理車に押し込むようにして福井を出発しました。今思い出しても、とても胸が痛む出来事でした。私の子供に限ったことではありません。多くの子供たちが、度重なる転校や馴染めない場所でのいじめなどを経験しています。

震災前は同居していた母も同じいわき市内に避難中ですが、いわき市は原発周辺からの避難者が 3 万人以上住んでおり、更に原発作業や除染作業で全国から作業員が 1 万人以上来ており、南相馬市

よりも、更に輪を掛けて住宅事情が厳しく、私たちが住む家も手狭なため、まだ同居できていません。

高線量区域で暮す

現在子供は四人で、上から 11 歳、9 歳、7 歳、3 歳です。3 歳の子は歩くのが達者になって、一緒に散歩するのが大好きです。散歩の途中、土手に腰を下ろし、隣の土を叩いて、ここに座れと合図してきます。並んで座るのが好きなのです。場所にもよりますが、周辺の土壌表面は低くても 0.25 マイクロシーベルト/時以上あります。そこを下から放射線で撃たれていると思うと、親として子供の被曝に目をつむりながら生活することは、これもまた想像以上の精神的な苦痛があります。このように、原発事故後の福島では、当たり前のができない環境になってしまいました。

また、私は週に最低でも 5 日は国道 6 号線を北上し、原発から最も近いところを通り抜け、片道 1 時間半、距離にして 75 km の道程を同慶寺まで通っています。途中の放射線量は車内最大で、15 マイクロシーベルト/時あります。境内は除染の終わった今も 1 平方メートルあたり 70 万ベクレルあります。一秒間に 70 万発の放射線が出ているのです。

その他にも、遠方に避難されたお檀家さんの元を訪ねることも少なくはなく、1 ヶ月平均の移動距離は約 7 千 km、移動に費やす時間も経費も相当です。

一方、原発事故の収束状況は、まだまだ問題が山積みです。そもそも放射性廃棄物は、事故前から、最終処分地が決まっておらず、極めて無責任な状態でした。爆発した原子炉付近も極めて線量が高く、近づけば即死状態です。近づけないので、溶け出した燃料がどこにどの程度あるのかも分かっていません。現場で働く作業員からも「廃炉と言っても最終処分場が決まらないうちは、運び出すことができないので、作業に本腰が入らない」という声が聞こえています。そして最も罪深いと

思えるのが汚染水の垂れ流しで、発電所の周辺は山から海へと地下を流れる水脈があり、現在はその水が汚染され続けている状態です。現場の作業員は奮闘していますが、東京電力の自分達のやり方にこだわり、他の意見を聞く耳を持たない姿勢などは、大事故を起こした当事者としての自覚が足りないと思います。汚染水漏洩への作業は後手後手の対処療法で、こうしている今、この瞬間も、処理できずに海へ汚染された水を流し続けているのです。

普通の生活は戻らない

賠償問題も前途多難です。お金では計れないものがあるからです。当然のことです。それぞれの人の想いに、他の人がどうやって値段をつけられましようか…。結局はどこで妥協するか、いくらで受け入れるのかみたいな話になり、それは方法（過程）が丁寧でないと、かえって人の心を貧しくします。現在行われている、「適当なお金を渡しますので、後はご自身で」のようなやり方では、お年寄りや、伴侶を亡くされて一人で生活されている方々は どうやって希望を見つけたら良いのでしょうか？

また賠償の対象になるのは 30 km 圏内に住む方だけで、その線引きから 5 メートルでも外れれば、何も賠償されません。それも地域に大きなしこりをつくってしまいました。ねたみやそねみは心を曇らせ、地域を暗くしています。

私たちは爆発前の普通の生活を過ごすことはもう二度とないでしょう。6 つの市町村、その中の数え切れないほどの集落、そして 15 万人ほどの人々が今も避難生活をしています。避難をしていないながらも、放射能の影響を受けている方は優に 200 万人を超えていると思います。

そして最も大変なことは、いのちの礎である大地と水、海に、放射能が入り込んでしまったことです。それは即ち、生活の全てに入り込んでしまったということです。当然、被曝しないように努

力はしていますが、私にも、子供たちにも…。なんということか！子供たち、いきものたち、ごめんなさい。赦してください…。これは東京電力や国策としてきた国の重大責任であると同時に、それを許してきた私たち一人ひとり、すべての大人の責任でもあると思います。

福島から何を学ぶ？

話は変わりますが、これを書いている今も、小高区に住んでいた時に大変お世話になった農家のお爺さんが、避難先の東京でなくなった知らせを受けました。「帰りたい…。でも帰れない…。もう疲れた…。」と言い残して、自ら命の終止符を打ったのです。89歳でした。今まで一生懸命大地に根を張った生活をしてきた89歳もの高齢者が、なぜ、最後の最後にこのような道を選ばなくてはならないのでしょうか？

原発事故による避難上の問題は長期的になればなる程、複雑化してきています。中でも心の問題や人権侵害は目に見えない問題です。心は見えないので、当然被害者の心がどれ程傷ついているかは見えません。ですが、例えて言えば、震災当時は傷口がパッキリ開いて血がだらだら流れていました。時間の経過と共に、大きな傷口でも出血は止まりました。しかし、血が止まったからといって傷が癒えたわけではありません。まだようやく分厚いかさぶたが出来たところです。これからどうやって傷を治し、癒していけるのか、そのためにも、日本中が福島の事故から何を学ぶのが大切だと思います。

原発事故の被害者は言います。なぜ誰も責任を取らないのか？なぜ誰も罰せられないのか？これだけのことをしておいて、私たちの人生をこれだけ狂わせておいて…。これでは何が正しいのか、何が大切なかが分からなくなります。心が荒んでしまいます。私たちの、ごく当たり前の生活の中で、ごく当たり前の幸せを求める権利よりも、電力会社の発電行為の方が大事なのでしょうか？

国策なら何をやってもいいのでしょうか？ひとたび事故を起こせば、何十、何百万、あるいは何千万人もの人々の幸せを壊してしまうのに…。

心が癒された瞬間

そんな中、先の福井地裁での判決文は、私たちの目線に立って、何が大切なのかをはっきりさせてくれました。「司法は生きている」と思いました。原発事故で傷ついた心が癒された瞬間でもありました。

福島での原発事故は地震がきっかけでした。地震は10年以上前から高確率で起こると言われていました。福井も同様です。プレートの歪みの解消ですから、自然なことで必ず起こります。そして、福井でも何時起きてもおかしくないほど、前回の地震から時間が経っています。関西電力は地震を想定し、対策をとったと言っても、自然災害は時に人知を越えます。万が一の時に「想定外」と言うことは簡単でも、人々の生活は失われ、元には戻りません。北陸も第二の福島になってしまいます。偏西風の影響を考えると、もっと深刻でしょう。

どうぞこの苦しみ、悲しみ、悔しさを理解してください。もう二度と過ちは繰り返さないでください。私は今の自分の持てるありったけの力をふり絞ってこの想いを紡ぎ、この声を届けるために今日、こうしてやってきました。

私は一審の判決文を支持し、後世に残るものと思っています。どうぞ大飯原発3、4号機を動かさないでください。

最後までご静聴いただきまして、ありがとうございます。心から感謝いたします。

合掌



基準地震動想定は過小です！

甫守弁護士

プレゼンテーション（第 13 準備書面について）

○基準地震動策定は最新の知見を無視しており、
原発の安全性を担保していない

最新の知見によれば、1000 ガル程度またはそれ以上の地震動が襲うことが想定される（第 13 準備書面）。

その理由は、以下のとおり、被告が地震動策定において、信頼性の高い解析方法をとらず、低い数値が導き出される手法を恣意的に採用しているからであり、これでは原発の安全性は保証されない。

「震源を特定せず策定する地震動」と「震源を特定して策定する地震動」のいずれにおいても地震動が過小評価されており、最新の知見に基づいて基準地震動を保守的に設定しなせば、大飯原発のクリフエッジを超える（長沢意見書要旨）。

1 「震源を特定せず策定する地震動」について

被告は、1996 年から 2013 年の 18 年間に起きた 16 個の地震だけを取り上げ、これらをもとに「震源を特定せず策定する地震動」を 620 ガルとしている。

「震源を特定せず策定する地震動」で「収集対象となる内地殻内地震の例」

No	地震名	日時	規模
1	2008年岩手・宮城内陸地震	2008/ 6/14 8:43	Mw6.9
2	2000年鳥取県西部地震	2000/10/ 6 13:30	Mw6.6
3	2011年長野県北部地震	2011/ 3/12 3:59	Mw6.2
4	1997年3月鹿児島県北部地震	1997/ 3/26 17:31	Mw6.1
5	2003年宮城県北部地震	2003/ 7/26 7:13	Mw6.1
6	1996年宮城県北部（鬼首）地震	1996/ 8/11 3:12	Mw6.0
7	1997年5月鹿児島県北部地震	1997/ 5/13 14:38	Mw6.0
8	1998年岩手県内陸北部地震	1998/ 9/ 3 16:58	Mw5.9
9	2011年静岡県東部地震	2011/ 3/15 22:31	Mw5.9
10	1997年山口県北部地震	1997/ 6/25 18:50	Mw5.8
11	2011年茨城県北部地震	2011/ 3/19 18:56	Mw5.8
12	2013年栃木県北部地震	2013/ 2/25 16:23	Mw5.8
13	2004北海道留萌支庁南部地震	2004/12/14 14:56	Mw5.7
14	2005年福岡県西方沖地震の最大余震	2005/ 4/20 6:11	Mw5.4
15	2012年茨城県北部地震	2012/ 3/10 2:25	Mw5.2
16	2011年和歌山県北部地震	2011/ 7/ 5 19:18	Mw5.0

しかし、時間や地域が限られており正確なデー

タを収集するには更に時間を要する。

このデータ不足を補う信頼性の高い解析方法があるが、被告は、これを無視している。

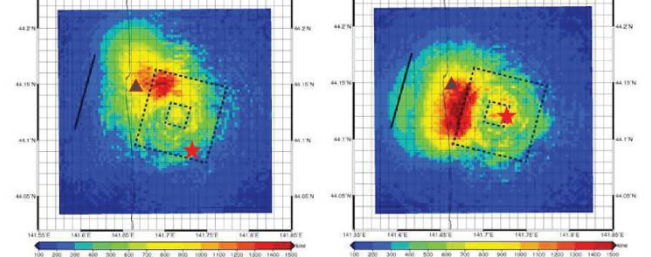
北海道留萌支庁南部地震M6.1の震源モデルによる地震動解析(左)と破壊開始点をアスベリティ下端中央へ変えた場合の地震動解析(右)

(アスベリティ領域のみのモデルで、断層最短距離15km以内の仮想地表観測点での地震動評価)

K-NET地表観測点HKD020(震源距離12.1km)で535.7ガル(NS), 1,127.2ガル(EW)

○(左)仮想地表観測点最大 約1,700ガル(NS), 約1,300ガル(EW)

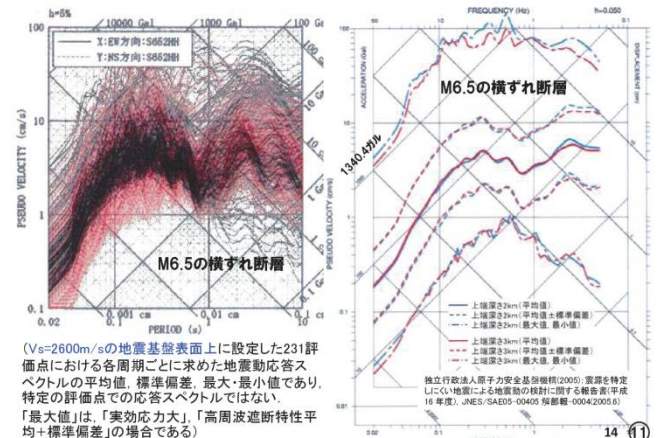
○(右)破壊開始点変更最大 約1,050ガル(NS), 約2,000ガル(EW):約1.8倍



ハイブリッド法による面的強震動計算結果:(左)擬似加速度応答PGA分布、(右)破壊開始点★をアスベリティ下端中央(S2)へ変えたPGA分布 (▲:HKD020地表観測点、★:破壊開始点)
(財)地域地震環境研究所「震源を特定せず震定する地震動に関する計算業務報告書(2013)」 10 ⑦

独立行政法人原子力安全基盤機構がデータ不足を補う解析を行ったところ、1340 ガルの地震動が生じることが明らかになった。

M6.5の横ずれ断層モデルで、最大加速度の最大値は1340.4ガル！



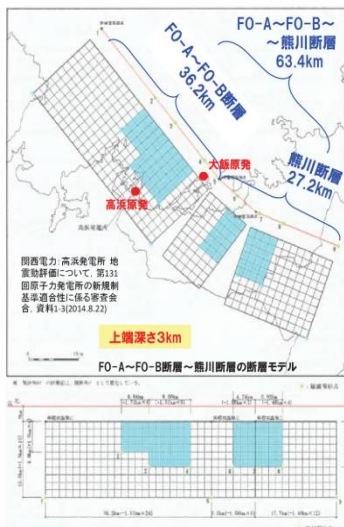
(Vs=2600m/sの地震基盤表面上に設定した231評価点における各周期ごとに求めた地震動応答スペクトルの平均値、標準偏差、最大・最小値であり、特定の評価点での応答スペクトルではない。「最大値」は、「実効応力大」、「高周波数特性平均+標準偏差」の場合である) 14 ⑧

2 「震源を特定して策定する地震動」について

(1)「応答スペクトルに基づく方法」として「耐専スペクトルに基づく手法」を採用していない

多くの原発においては、「断層モデルを用いた手法」による場合よりも耐専スペクトルによる場合の方が地震動が大きくなるため、最終的には後者が「震源を特定して策定する地震動」として採用されている。よって、大飯原発においても耐専スペクトルに基づいた地震動評価がなされるべきだが、被告は行わない。被告は、低い数値を導き出

すために、耐専式を排除して、その他の距離減衰式を用いているが、根拠がない。



F0-A~F0-B~熊川断層の耐専スペクトルによる評価

高浜3・4号では耐専スペクトルで評価

F0-A~F0-B~熊川断層
(M7.8, $X_{eq}=18.6\text{km}$:基本)

大飯原発の
3km沖と近い!

大飯3・4号では、適用範囲外に!

F0-A~F0-B~熊川断層
(M7.8, $X_{eq}=11.0\text{km}$:基本)

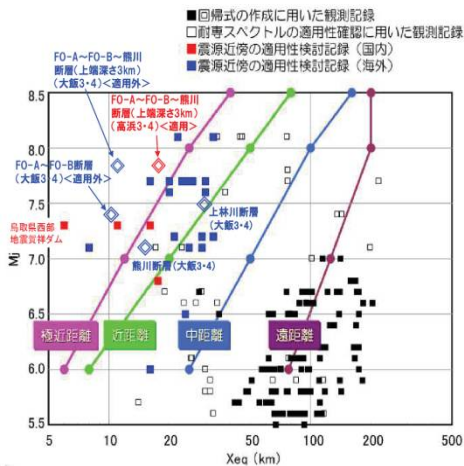
F0-A~F0-B断層も適用外に!
(M7.4, X_{eq} =約10km:基本)

等価震源距離が17km, 16km, 15km, 14km, 13km, 12km...と小さくなるほど耐専スペクトルは大きくなる!
11.0~18.6kmの耐専スペクトルがすべて無視されている!

18 ㊦

(2) 最新のデータが反映されていない

耐専スペクトルで回帰および適合性検討に用いられた地震データの等価震源距離と気象庁マグニチュード



1995年阪神・淡路大震災以降のM7クラスの地震観測記録が反映されていない!
とくに、震源近傍の強震観測記録が反映されれば、耐専スペクトルはもっと大きくなり、適用範囲が広がる!

関西電力・高浜発電所 地震動評価について、第131回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、資料1-3(2014.8.22)
関西電力・大飯発電所 地震動評価について、第206回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、資料1-4(2015.3.13)
東京電力・耐専スペクトルの適用性検討(内陸地殻内地震を対象とした追加検討内容)、原子力安全委員会 地震・地震動評価委員会「応答スペクトルに基づく地震動評価」に関する専門家との意見交換会、資料第1-2号(2009.5.22) ㊦

(3) 偶然変動等によるバラツキを考慮していない

国内外の内陸地殻内地震による震源近傍の観測記録には、M6.0~8.1, 等価震源距離6~33kmに限っても「倍半分」(0.5~2倍)を大きく超えるバラツキがある。「今後発生し得る最大の地震を想定」しなければならない基準地震動評価のためには、耐専スペクトルにおける偶然変動等による誤差を当然考慮しなければならない、その誤差は少なくとも2倍と見るべきである。

耐専スペクトルは国内地震動評価の平均を表しており、倍半分(±1σ強)以上の大きなバラツキを考慮しなければ耐震安全性を確保できない!

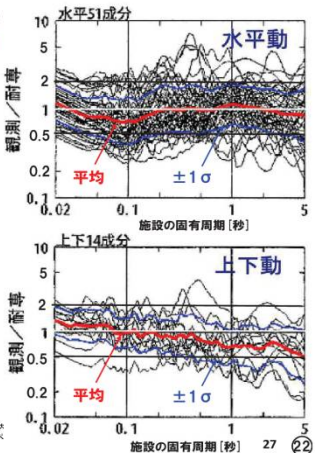
国内外の内陸地殻内地震による震源近傍の観測記録(M6.0~8.1, $X_{eq}=6\sim33\text{km}$, 水平51記録, 上下14記録)の耐専スペクトル(内陸補正有)との残差(バラツキ)の平均と標準偏差σ

(補注:各地震観測記録に対する残差, 赤実線:残差の平均, 青実線:平均から±1σ(「倍半分」弱))

新潟中越沖地震や岩手宮城内陸地震では1690~2000ガルの地震動が観測されており、耐専スペクトルのバラツキをも考慮すれば、少なくとも2倍の偶然変動を考慮すべき!

大飯3・4号:1200ガル以上~2400ガル以上
⇒クリフエッジを超える!
高浜3・4号(973ガル), 大飯3・4号(1260ガル)

東京電力(2009)「耐専スペクトルの適用性検討(内陸地殻内地震を対象とした追加検討内容)」, 原子力安全委員会 地震動評価委員会「応答スペクトルに基づく地震動評価」に関する専門家との意見交換会、資料第1-2号(2009.5.22) ㊦

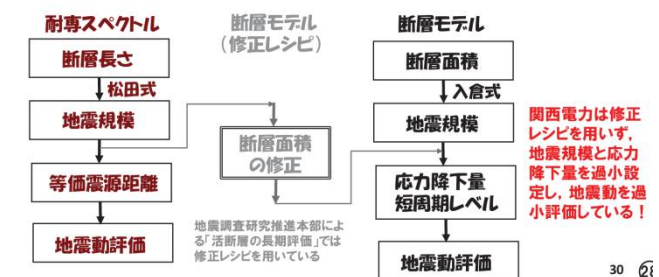


3 「断層モデルを用いた手法」について

(1) 「入倉式」による地震動の過小評価

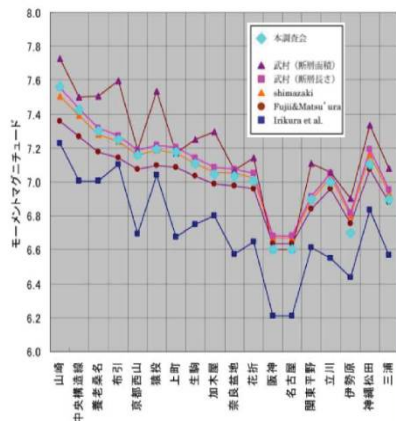
一審被告は「入倉式」に基づいて地震モーメントを過小評価し、「松田式」を用いた「修正レシピ」による評価をしていない。

断層モデルでは地震規模が1/2以下へ過小評価される!



「入倉式」によった場合、地震規模が過小評価されることについては、中央防災会議の資料において「入倉式」のみが国内活断層における地震規模を大幅に過小評価している旨示されていること(甲213「2 断層のモデル化」2-6)や、島崎邦彦元原子力規制委員長代理が2015年5月の日本地球惑星科学連合大会において「(入倉式は)他との差異は顕著で、同じ断層長で比較すると、地震モーメントは4倍程度異なる」と指摘した事実(甲193「活断層の長さから推定する地震モーメント」)によっても裏付けられる。

中央防災会議による地震規模の評価は Shimazaki式や武村式(断層長さ)に近い



中央防災会議第26回「東南海、南海地震等に関する専門調査会」参考資料：
中部圏・近畿圏の内地地震の震度分布の検討資料集、図2.3.2(2006.12.7)

地震調査研究推進本部も
松田式(活断層の長さではなく
震源断層の長さで評価、武村
式(断層長さ)とほぼ同等)
で活断層による地震規模
を評価(長期評価)

**耐震設計では地震
と津波で使い分け**

津波高さの評価：
武村式(断層長さ)

地震動の評価
断層モデル：
入倉式
応答スペクトル：
松田式

31

(2) アスペリティ応力降下量の過小評価

平均応力降下量は地震モーメントと比例するから、地震モーメントが4倍になれば、平均応力降下量も4倍になり、アスペリティの応力降下量も4倍になる。アスペリティの応力降下量の増減は、基準地震動に与える影響が大きい。

本件原発でのアスペリティ平均応力降下量は20MPaから30MPaまたはそれ以上を想定すべきであり、一審被告の想定は明らかに過小評価である(長沢意見書30頁)。

(3) 要素地震における偶然変動の考慮の欠如

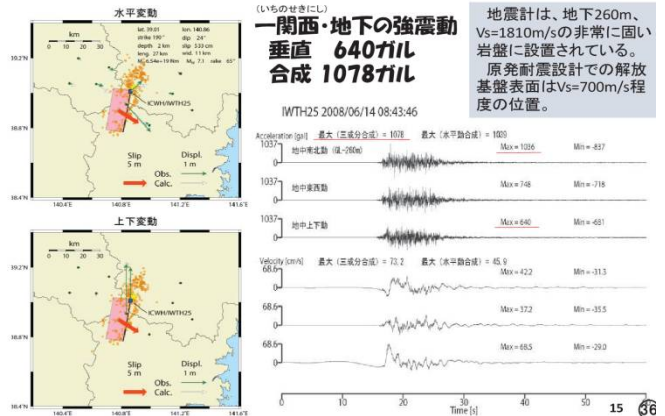
一審被告が採用している統計的グリーン関数法(甲56・付録3-24等参照)では、要素地震を観測点で重ね合わせて地震波を合成しており、この要素地震そのものに偶然変動等のバラツキがあるからである。

本来であれば、本件原発において観測した小規模地震についてそのバラツキを検討し、保守的に要素地震波を設定する必要がある。本件原発において観測記録がないのであれば、少なくとも、川内原発の耐震スペクトルにおける2倍程度の偶然変動を考慮して、要素地震波を2倍に引き上げるべきである(長沢意見書22, 32頁)。

4 岩手・宮城内陸地震について

岩手・宮城内陸地震一関西(いちのせきにし)観測点における4,022ガルという地表観測記録が採用されていない。この貴重な地震観測記録を「お蔵入り」にするのは、一審被告らが「大きすぎる地震動は考慮しない」という方針を採っているからだと思えない。

2008年岩手・宮城内陸地震(M7.2, Mw6.9, 2008.6.14)



以下の図と表は甲203「長沢意見書」21頁より

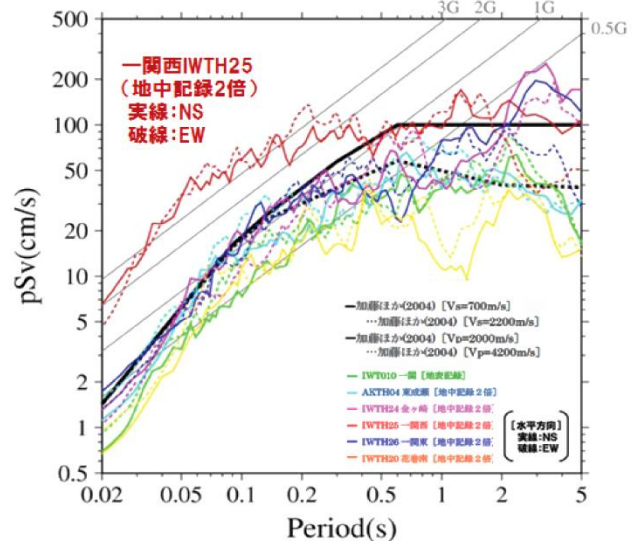


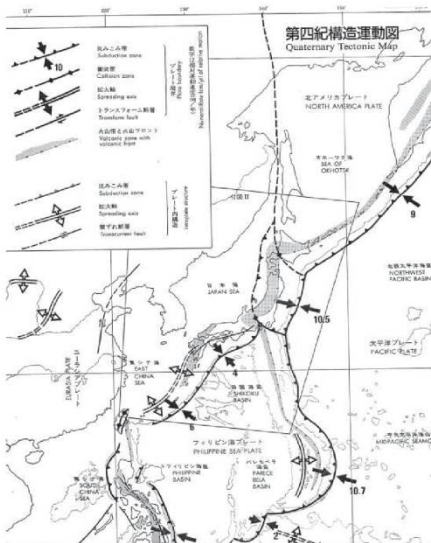
図32: 岩手・宮城内陸地震 M7.2 で観測された地中地震観測記録の応答スペクトル[11]を2倍にした「はぎとり波」相当の応答スペクトル[12](一関西 Iwth25 観測点の「はぎとり波」は NS 方向で 2,000 ガルになり、短周期側で大きく盛り上がっている)

表5: 2008年岩手・宮城内陸地震 M7.2 による強震観測値(加速度[gal], 速度[cm/s])[1]

観測点	3成分合成	東西	南北	上下
一関西(地表)	4022 gal	1143	1433	3866
(地中)	1078 gal	1036	748	640
一関西(地表)	100.1 cm/s	71.0	61.5	84.7
(地中)	73.2 cm/s	42.2	37.2	68.5

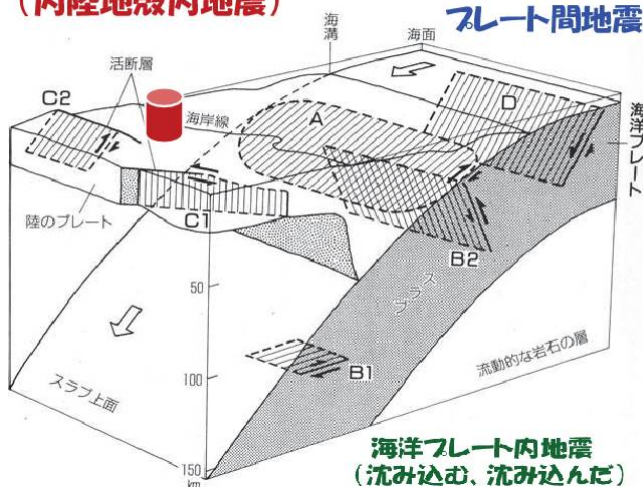
<プレゼンの元、長沢先生『入門バージョン』「地震列島」～「応答スペクトル図」を紹介します>

1) 日本列島で4つのプレートがぶつかっている

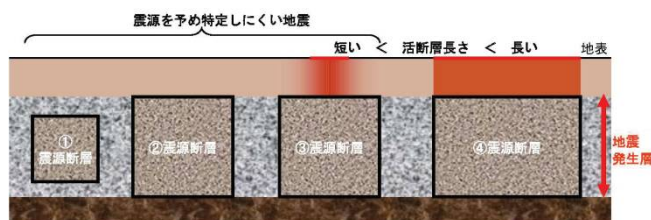


2) 若狭湾の原発では、ほぼ内陸地殻内地震

**断層による地震
(内陸地殻内地震)**

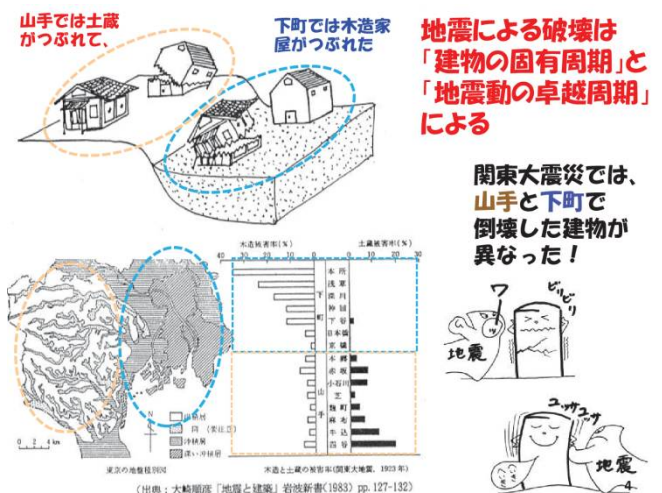


3) 震源断層の大きさ・見つけやすさ、耐震設計用の基準地震動策定 (2種類)

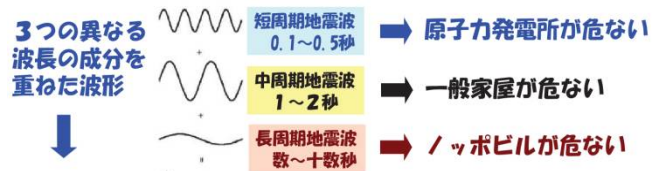


震源断層が大きいと、地震の規模、地震動（揺れ）が大きくなる。大きな震源断層では地表に活断層が現れやすく「震源を特定して策定」とされる。

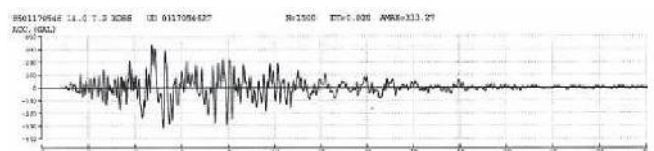
4) 関東大震災。土蔵と木造家屋の「固有周期」



5) 実際の地震では、複数周期（波長）の合成波

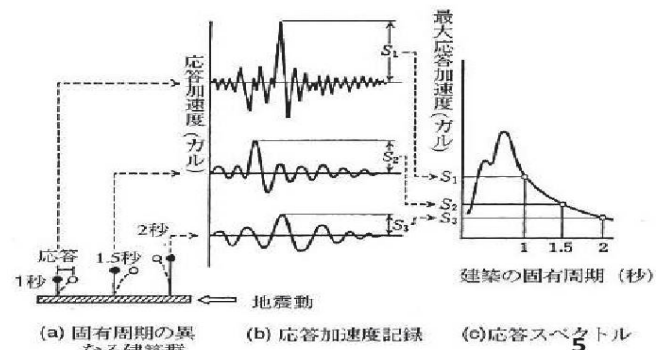


兵庫県南部地震の神戸海洋気象台での強震記録



6) 横軸：固有周期、縦軸：最大応答加速度で作図

**異なる固有周期の振り子の
応答と応答スペクトルとの
関係 [大崎 (1993) による]**



(編注：円居弁護士報告会レジュメと第13準備書面、パワーポイントを用いて大阪Tさんが再構成)

報告会&記者会見

(4時より近江町市場交流プラザ4F会議室で開催)

*全体司会の中嶋多恵子さん(「福井から原発を止める裁判の会」事務局)の挨拶により開始。

中嶋：今日は72人の傍聴希望者がありまして、12人の方が傍聴できませんでした。傍聴できなかった方、たいへん申し訳ありませんでした。

では約1時間、記者会見と報告会をいたします。記者会見の進行は円居先生にさせていただきます。

次回、生データの提出有無に注目！

円居弁護士：今日の弁論で行われたこととお配りの資料で説明します。この1枚目は今日の行ったことの項目、2枚目はその行ったことを詳しく両面で書いてあります。3枚目は前回(口頭弁論で)のまとめです。前回とのつながりをつかむためです。

今日は、原告側から準備書面11から17を提出しました。

11では、「1260ガルを超える地震動が生じた場合には打つべき有効な手段がほとんどないことを一審被告も自認していること」を中心に書いてあります。12は「イベントツリー解析は有効ではないこと、ストレステストで支持構造物が除外されていること」を書いてあります。13は、基準地震動のおかしな点を書いてあります。14は、「使用済み核燃料の危険性」について書いてあります。15は、「シビアアクシデント対策の不備」について書いてあります。16は、「他の電力会社と異なり、福島第一原発事故で事故の更なる深刻化を防いだ免震重要棟が未だに設置されていないこと」が書いてあります。17の準備書面は、「原発がテロに無防備であること」が書いてあります。

そして、今日この準備書面に加えて、意見陳述をしていただきました。

この書面に書いてありませんが、関西電力に対

して生のデータを出すように要求したところ、不承不承ながら出すようなことを言っていました。

あとのことについては、資料を読んでおいてください。

ジャッジメントの次元ではない！

田中徳雲さん：一か月ほど前に弁護士先生から、あるいは友人の佐々本さんから意見陳述に出て欲しいと言われました。

率直なところ、福島にいる私は、超多忙なまま5年を迎えようとしておりまして、心身ともに限界です。この中で思いを綴ってそれを裁判所に届けに行くということは、命を縮めることになってしまうので、ということで丁寧にお断りしたのです。断った後味が悪くて、ですね。(会場、笑) 私自身も自分が寝付けなくて……。

やはり、大事なことは皆さんがこうして闘ってくださっているということと、毎回送られてくる通信なんかでも感じておりました。そして、震災後の自分の大きな教訓として「大事なことは人まかせにしない。」ということがありました。それを実践しようと思って、約ひと月の間に今日の思いを綴って、届けさせていただきました。

今日、思いを届けさせていただきましたけど、その思いを超えた思いというのは「もう、こんなこと、良いとか悪いとかジャッジメントする次元ではないよ」と思うのです。

本当に万が一のこと、それから、一審での裁判長が言うてくださった「人格権というのがあらゆることの最上位に来るものだ」ということを考えれば、ジャッジメントで良いとか悪いと



「実は一度断った」と徳雲さん！

か、ここがこうだからこうだとか言って原発を動かそうとか、そういう話ではないなというのを強く感じています。本当に私の思いとしてはそれだけです。

あとは皆さんと交流をしたかったです。こんど来る時には、少し時間をゆっくりとって来たいと思います。せっかく金沢の来るのに日帰りです。子どもたちも「行きたい。行きたい」、「学校休んでいけるの」なんて言っていた、ですよ。(会場、笑) 今回は一人で来ましたけど。

本当に皆さん、毎回こうして足を運んで思いを訴えていただき、有難うございます。今後ともよろしく願いいたします。

関西電力は姑息です！

甫守弁護士：実は今日は私ではなくて、鹿島先生がテロについてプレゼンする予定だったんですけども、ところが電話がかかってきて「(長沢先生の意見書の説明を) 甫守、やれ」というのですね。正直言ってやりたくなかったですね。長沢先生の準備書面は難しいですよ。これを分かりやすく伝えるのも大変ですし、この難しい内容を裁判所側がきちんと理解してくれるかということもありますし、心配だったのですよ。そこでこれ(編注：4種類の糸の長さの違う振り子を同一の棒の下に吊るしてある道具！?)を長沢先生にお借りしたんですよ。これを使ってちょっとでもキャッチーにして、地震動についての理解を深めてもらおうかなと思ったんです。でもこの操作って難しいですね。いったい自分がどの振り子を動かしているのか分からなくなってしまうんですよ。

今日の話は難しいところもあったかもしれないのですが、簡単に言うと例えば入倉式とか松田式とかあって、どっちが信頼できるのかという話になるとそれは科学者の論争なんですけど、今回主張したのはそういう話ではないのです。入倉式や松田式をそれぞれ使っている人がいますよね。

いずれも信頼できる手法とということになっているのかもしれませんが、それはそれでよしとする

と。ではどちらかが絶対的な基準でないのなら、何で両方をやってみないんですか、ということですよ。両方をやってみて、より基準地震動が大きくなる方を本来ならば採用すべきでは。だってどちらが適切なかは判断がつかないわけですから。それを何でやらないのかということです。

耐専スペクトルだって、あれは誰も適用できないなどと言っているわけではないんです(編注：関西電力による大飯原発の地震動評価では耐専スペクトルを用いていない)。元データに震源に近い所のデータがなかっただけなのです。それは観測網が整備されていなかったからです。最近ようやく観測網が整備されてきたので・・・耐専スペクトル自体は10年前に作られているのですが、最近の整備によって鳥取県西部地震のような地震での観測にも使えるようになってきたと・・・。だから当然それも使って確認ぐらいすればいいじゃないかと、試しに適用してみればいいじゃないかと思いますよね。でも関西電力はやらないわけですよ。そしてかたくなに大飯については断層モデルにこだわっている。そして断層モデルでは入倉式を使ったり、姑息にも細かいところでいろんな仕掛けをやっているわけなんです。だから(関電側としては)耐専スペクトルはどうしても排除したいということだと思ふのです。

特にF O - A ~ F O - B断層と熊川断層というのはかなり長い断層で、しかも3キロしか離れていません。これは普通に考えたらかなり揺れますよ。これを危なくないと言ってしまうのは規制委員会としてもどうかと思いますし・・・。また新潟県の柏崎刈羽原発での中越沖地震のように地震



振り子を揺らす甫守弁護士

については分からないことがいっぱいあるわけですし、起きてみて初めてそういう地震が起こるところだと分かるということですから、常に余裕を持ってくださいよ。余裕を持つためにはいくつかの手法があったら、両方をやってみて大きい方を採用したらどうですか、というだけの話です。

それから、どうでもいいことですが、実は今日は私の 37 歳の誕生日です。そのために皆さんが集まって来てくれたわけではないのですが、誕生日に皆さんと一緒に時間を分かち合えて大変よかったと思っています。

期日概要説明

笠原弁護士：(期日概要を説明されましたが、まとめたものが 2 頁に掲載されていますので、それに代えさせていただきます。)

データの有無が最大の争点に

内山弁護士：我々の主張の一番のポイントは「地震というのはいろいろなばらつきが有って、大きくなったり小さくなったりする」ということです。

そういう現象を説明しますと、地震というのは、くっついている奴(震源断層面)がバリッと剥がれるんですけども、くっつき方が強かったり弱かったり、あるいはたとえば断層にでこぼこがあるとがっちり組み合わさっていて、なかなかバリッといかず、いった時はたいへんなことになる。そういういろんな断層があり地震があるのです。そういう「いろんな地震があるでしょう」と言ったときに、彼ら(関電側)は何をいったか?「地域によっていろいろ違う、それぞれの原発の立っている…若狭湾の地域は違う、九州は違う」、そういうことを言いだしています。

たしかに地域によって違うということはありません。少なくとも九州の川内原発にいろんな地震がやってくるということは、九電が出した資料で明

らかなのです。

「じゃあ、ここ(若狭湾)はどうなの」ということです。彼ら(関電)は何を言っているかという、ここ(関電側：第 18 準備書面 第 5 章 第 4 2 (2))に書いてあ

りますけれども「(他の地域よりも大きい地震動をもたらす)地域性が存する可能性を示すデータは特段得られていない」。なんか持って回った言い方なんです。

(大飯原発には)「平均より大きくなるデータはありません」と言うだけです。言ってるだけで、何も出さないんですよ。

実はこの耐専スペクトルというものですが、ある程度大きい地震のセットで計算をやるものですから、例えばマグニチュード 5.5 とか 6 とかそれ以上のデータが無いと意味がないのです。この若狭湾でそんな地震が起きているかという(地震観測開始後は)起きてないです。要するにデータが無いんです。

データが無いくせに「特段のデータはありません」と。「無いんだよ、もともと。あほぬかせ!」こう私は思います。裁判所も多少は分かっているみたいで「無いなら無いでいいから返事をください」と言っていました。

ここにある意味で最大の争点なのです。データが有るのか無いのか、無いくせに言っているのはどうか、ちゃんと客観的に分かっている裁判所だったらここが最大の注目点です。多少分かっているのかもしれないなどの感じもしました。

裁判長は関電に「大事な争点だから、データがあるなら出しなさいよ」という感じのことを言っていたかと思います。

出すか出さないか、有るか無いか・・・ないんですね。たぶんね。何と答えてくれるかな。無いとも言えずに、何も言えません、なのかなあ・・・。



内山弁護士

まあ、次回を楽しみにしてください。

玄海訴訟・原告 1 万人突破！

東島弁護士：「原発なくそう！九州玄海訴訟」の弁護団幹事長の東島と申します。こちらの口頭弁論へは 3 回に 2 回くらいは来ていますので、顔を覚えていただいているかと思います。

今日、田中さんの意見陳述には本当に感動いたしました。自らの体験と人間を大切にすることが本当に伝わってきて、染み入る、人間の気持ちを持っている人には当然に染み入っていく・・・松尾芭蕉じゃないけど岩の中にも染み入るのじゃないかと思うほど感銘を受けました。今日、私と玄海訴訟の副幹事長の柊島が二人で九州からやってきているのですが、是非田中さんの意見陳述書入手して九州の人にも伝えたいねと言いつつこの会場に来ました。

それから甫守先生のお話は、原稿も見ずにあれだけ立て板に水を流すように話されたのをみて、すごいなと思いながら、ただちょっと視力が弱いものですから、法廷内でのスクリーンのグラフが読めないのです。それでも大飯特有の問題はあるんですが、「震源を特定しない地震動」なども含めてどの原発にも共通する問題も多々あったと思います。私たちは安全な原発と危険な原発に二分されていくというような発想はとっていません。すべての原発は危険なんだという前提で裁判をやっていますので、今日の甫守先生の意見陳述の元となった準備書面も勉強させていただいて、私たちの訴訟にも活用させていただきたいなと思



九州玄海原発訴訟：東島弁護士

っています。

ところで私たちの九州玄海訴訟は、とにかく大勢で裁判をやっちゃおう、何十

年も続いてきた原発を大勢の意志で変えるんだということで、1 万人原告ということを標榜してきましたけれど、この 11 月 16 日の第 16 次提訴で 1 万人を突破しました。10,087 名ということになりました。本当は 1 万人集まれば原発はなくなるはずだったんですけども、まだなくなっていない。どうするのかということが課題にはなっていてきます。ただ原告 1 万人ってすごいことがということから、来年（2016 年）の 2 月 6 日に福岡国際会議場というところで、1000 人規模の集会をやりま（チラシを掲げて）。フェスティバルということでお祭りということも兼ねているんですけども、本当に住民の命や暮らしを守る自治体の関係者や、商売をしている人たちも集まってもらい、安全の中でしか暮せないでしょうということで開催しようと思い、メインの講演者が城南信用金庫の理事長だった吉原毅さんに記念講演をしていただくということになっています。九州電力のお膝元で千人規模の集会を成功させたいと思っております。ぜひ福井の訴訟関係の皆様も来ていただけたらと思っております。この福井地裁の判決を守り抜かなければいけないという問題意識で毎回、来させていただいていますが、一方で私たちの口頭弁論のときには原告団長の中嶋哲演さんに意見陳述をしていただき、この前は弁護団長の佐藤先生に来ていただき、協力関係が続いております。原発を日本からなくすということでお互いに協力して頑張っていきましょう。

立証はまだこれから

坪田弁護士：弁護団の坪田です。この間ずっと傍聴に来られている方は分かると思うのですが、裁判所は、主張についてはそろそろ整理をしてください、前々回あたりから言いだしてきたのは間違いないです。しかし立証のことは、はっきりしたことは言っていないはずなんです。

今日は、主張に立証を加えてきたうえに、最終



坪田弁護士

弁論の準備をしてくれとまで言い出した。これは穏やかな私でも、あまりにもひどすぎるということで、つい発言してしまい

ました。

関西電力の姿勢をずっと見ていますと、先ほど内山先生からご紹介がありましたように、彼らは主張だけをしているのです。

こちら側が例えば、1260 ガルを超える地震動ということを使う時は、それにプラスして有力な地震学者が想定を超えと言っていると言っています。結局、いままでに起きた一番大きな地震動に備えるしかないということを額瀨先生が言っています。

また、岡山であった日本活断層学会で島崎先生が、こんどは津波について口頭発表をなさり、「今後、想定を超える」という結論を言っていました。こちらは著名な学者を指定しながら主張しているにもかかわらず、向こうは「そうじゃない」とただ言うだけです。具体的に学者が誰か（関電と同じことを）言っているのかは、ひとことも言わない。

これは今日も法廷で話題になったように「地震に関連した大飯の地質構造については調査をしている」、それについては「他の地域の地震動に比較して考えてもここでは心配はない。地層の構造からして大丈夫だ」と言いながらも、ただ言っているだけです。「こういう調査もやった。ああいう調査もやった。」それも言うだけです。

とにかくデータとか根拠は一切出さないというのが、この間の関電の姿勢でして、これが私にとって一番腹の立ったところです。そういう腹の立っているところに「規制委員会に提出しているから（裁判での提出は）要らない」と、あの一言でかなり頭にきました。

関電のそういった姿勢はずっと一貫していると裁判所も分かっているはずなので、その辺りは詰める必要があると思っています。

関電を勝たせてはいけない

島田弁護士：弁護団の副団長をしています島田です。今日、田中さんの素晴らしいお話をいただいて、その田中さんを励ましてきた大飯判決がどうなるのかというところが、いよいよ正念場に差しかかっている。関西電力の側は資料隠しをしたまままで適当な主張だけをして安全だと言いくるめる。まさに福島原発事故を引き起こしたことの再現を法廷の場で繰り返して、それで、裁判所が関西電力を勝たせることは万が一にもあってはならないのです。

それに対して私たちは、さらにさらに裁判所に対する訴えかけを強めていかなければならないし、なによりも国民が『フクシマをけっして忘れない』、田中さんの思いを決して忘れない。それを裁判所に期待しているのだということを更に大きな輪を広げて伝えていくことがいま求められているのではないかと思います。

次回 2 月 29 日、さらに次々回 6 月 1 日が入りましたけれども、そこで弁論が終わりにならないように、ぜひとも支援をお願いしたいです。

仮処分の動向について

鹿島弁護士：ここでは仮処分の動向をお話します。11 月 13 日の期日で一応結審ということです。厳密に言うとまだ結審していない部分があるのですが、事実上の結審と言っているんです。

仮処分の決定時期はいつごろになるか分からないのですが、私たちの予想では年内は無いらろう、決定日は早くても年明けになると思います。

決定日が決まりましたら、1 週間前をめどに裁判所から連絡が来るかたちになっております。突

然になってしまうかもしれませんが、皆さんにご案内します。その時にはぜひ裁判所にお集まりください。

正直どういう結論がでるのか分からないところなのです。どのような結論が出ようとも、その決定に対する市民の意思をきちんと示す必要がありますので、ぜひ裁判所にお集まりいただけますようによろしくお願いいたします。

(編注：年内 12 月 24 日に決定、20 頁参照！)

マスコミ等との Q&A

円居弁護士：ではマスコミの方々からの質問に移らせていただきます。

Q：記者

口頭弁論で最後にお話しされていたデータとは、基準地震動を策定するためのデータということでしょうか。

A：内山弁護士

そうではないです。基準地震動はもうできていまして、その後の敷地の地震動データがあるはずだ、それで基準地震動が正しいかどうか検証できるということです。ですから、基準地震動を検証するためのデータ、あるいは基準地震動の誤差が示せるデータということです。

A：山本雅彦さん（裁判の会）

補足ですが、大飯発電所のたとえば地下の 80m というところに観測点（編注：解放基盤面）があると、そこで観測する地震動（揺れ）の大きさ、これが基準地震動です。基準地震動というのは、地下深くの岩盤がずれることによって起こる地震の揺れを、仮定の安定な観測点で測る大きさなのです。

それに対して、地下構造を地震波がずっと伝わってきて原子力発電所の建物を襲う、そのときの固

有震動周期だとか大きさによって建物が壊れる、どういうふうに破損するかを評価する、そうするためには、地下構造がきちっと掌握されていなければ、はっきりと検証することができない。これが柏崎刈羽原発（編注：2007 年の東日本大震災で被災）の教訓なのです。

そのために、やり方についても細かな計算式についても、長年と巨額のお金をかけて JNES（原子力安全基盤機構）が検討してきたわけです。それをもとに大飯の発電所について検証をやりなさいと命じたのです。ですから、それをもとにやったデータはあるはずですから、それはきちんと出すことが必要だし、そのデータが無ければ、この検証はできないという主張を、我々はしています。基準地震動と地下構造の関係はそういうことです。

Q：鹿島弁護士

私からの質問で申し訳ないのですが、記事に載せるとしたら、どういったデータを求めたと？ひと言で言うと「基準地震動の妥当性を検証するためのデータ」ですか。

A：内山弁護士

山本さんがおっしゃったのは地盤のデータです。私が出してくれと言ったのは、敷地の地震動のデータです。いろんな地震がやってきて敷地で実際にどのぐらい揺れるか、そのデータが分からないといけないのです。

Q：円居弁護士

関西電力側が「規制委員会に出した」と述べたデータはどちらですか。

A：内山弁護士

それは両方なのかもしれない。でも、耐専式を検証できるような地震なんか来ていませんで、私が見るところデータは無いと思います。有るとも無いとも言っていますが、無いってことをは

つきりさせることが、まず重要と思います。

地盤のほうは必ず何かあります。それは、出してくる可能性があります。そっちはもちろん規制委員会に出されているはずです。

A：坪田弁護士

地盤について補足します。大飯の地盤の地層構造は、私たちの主張の中で、今までに起きた地震動、柏崎刈羽では地震動 1699 ガルという数字が出ています。それを大飯に「当てはめできるか」が議論になっています。

関電側は「大飯の地下地質構造からして、そこは考慮する必要がない」という主張をしているわけですね。じゃあ、その「大飯の地下地質構造」はどうなのか、具体的な主張はまったく無く、ただ言っているだけです。その地層の地下構造について、こちらがデータを出せて言っているのです。それと、内山先生がおっしゃった地震動の問題との両方があります。

A：内山弁護士

柏崎刈羽は、深い所 4km から 6km ぐらいの所と、2km ぐらいの所で、2 回にわたってバリッと断層活動があつて、地震動が増幅したと言われています。けれども、関電の主張は「4km ちょっとまでしか分かりません」と言っています。深さ 6km はわからないと言っているのです。それで大丈夫とは言えないです。このことも次回以降、主張することになると思います。

Q：記者

今回の被告側の反論というのは、津波とか基準地震動とかについては以前にも出していますから、今まで出されている主張の補足が出てきたという理解でいいですか。

A：笠原弁護士

はい、そうです。基準地震動に関して象徴的な

エピソードをひとつ申し上げます。

原告側は第 8 準備書面において、関電が採用している入倉先生の式では他の式に比べると半分ぐらいの数値しか出ないと主張しています。これに対して関電が「入倉先生は他の学説もちゃんと検討している」と主張してきまして、その証拠として「地学雑誌」という雑誌に載っている「シナリオ地震の強震動予測」という論文を提出しました。この論文は今回、原告側でも甲 212 号証として提出しているのですが、論文冒頭の執筆目的の最後に「強震動予測の枠組みは、将来高い確率で発生が予測されるシナリオ地震に対する被害予測と災害軽減の諸対策のためのものである。」と書かれています。この論文を入倉先生と一緒に書いた三宅弘恵さんは、私が大学 3 年のときにゼミの同級生でした。この論文が原発の基準地震動策定の根拠にされていると、三宅先生が知ったら、「とんでもない」と怒り出すだろうと思います。

Q：記者

いま笠原先生がおっしゃった「シナリオ地震の強震動予測」の著者のお話は、「起こる確率が低いから検討しない」という関電側の主張に異議があるのではないかということですね。

A：笠原弁護士

はい、そうです。

A：内山弁護士

関電側の反論は「何か答えておいて肩すかしをしよう」と感じられます。

たとえば、藤原広行さんが毎日新聞記事で「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず」と、はっきりおっしゃっています。

これについて関電側は何を答えたか、「全部の発言をみれば、ちゃんと作らなかったという意味ではない」。全体を読んでも「具体的な算出ルールは時間切れで作れず」の意味が変わるわけではないで

す。ところが、「前後の脈絡で考えれば違うのだ」という言い分なのです。反論のできないことでも「とにかく何か反論しておこう」という感じです。

円居弁護士：その他、何かありますか？

桃島弁護士：福岡の桃島といいます。先ほど佐賀の東島弁護士がおっしゃったように、来年 2 月 6 日の玄海原発差止訴訟の 1 万人原告達成集会を原告団と弁護団でやるというふうに決めているんですけども、これは 1 万人達成したことの意義と同時に、来年が原発訴訟関係の闘いの年になるという意味で決意を新たにすることということで、全国の原発訴訟関連の原告団の方たちにも集まっていたきたいと思います。

お互いに連帯と団結を強めていきたいと思うのです。決戦の年になるのは間違いないと思います。この大飯原発控訴審の判決も来年あるかもしれない。川内原発の異議審も来年には決定が出ます。高浜も決定が出る。それから福島の方でやられている損害賠償訴訟も来年判決が出るかもしれないということです。そういうことで、次々と判決や決定が出てくる。そういう中で全国的に運動を盛り上げていく闘いの年になるだろうということで、是非この 2 月 6 日には福井の原告団の方たちにもおいでいただいて、各地の原告団の方たちと共に「今年は闘うぞ」ということを誓い合う場にしたいということです。

国民世論は再稼動に 60%が反対しています。そういう思いを裁判所に見せていって、樋口さんみたいな裁判官ばかりではないかもしれませんが、普通の及び腰になっている裁判官にもこれだけの人が原発は要らないと言っているんだということを見せて、彼らが悩んで判決するような機運を作っていかなければならないと思っていますね。そういう思いで今日も参加しました。

円居弁護士：では記者会見はここまでとして、支

援者の方から何か質問等ありますでしょうか？

Q：裁判支援者（石川県）

最後の方で関電のデータを出せという話になった時に、関電側が「規制委員会に提出して審査していただいているところなので、ここでは出す必要はない」と言いだしました。そのことに関して、規制委員会の審査中は裁判所にデータを出す必要がないと、決まりがありますか。

そこでの丁々発止のやり取りがあった時に、裁判長が「ここは民事訴訟で行政訴訟では無いからそういう話はしない」とおっしゃったのですが、その意味が分からなかったのので、そこを解説してください。

A：鹿島弁護士

まず関電が「規制委員会で審査中だから出せない」という趣旨のことを言ったのですが、全くそういうことは無いです。

想像するに、こちらもいきなりデータの開示を求めましたので、その場で考えて間違った発言をしたのだと、出したら損だという向こうの事情と考えています。裁判所の発言なのですが、確かに民事訴訟においては、人格権侵害のことが問題になりますので、行政審査が正しいかどうかということについては、正面から議論の対象にならないのです。けれども、人格権侵害の危険性があるかどうかという判断において、基準地震動がどうい



前の方で玄海原発訴訟の桃島弁護士が発言

うふうに策定されて、それが正しいのかどうかというデータは、たいへん重要な問題だと思います。

Q：裁判支援者（大阪府）

福井地裁 5.21 判決・判決要旨の学習会を持つ方法をいろいろ考えていました。このあいだ、ある集まりで聞いた方法が音読会でした。みんなで声をあげて一つの文章を読むことは効果があると思います。判決要旨の音読会を呼びかけてはどうでしょうか。

A：鹿島弁護士

お話をうかがっていますとたいへん素晴らしいお考えだなと思います。大飯判決は分かりやすくきれいな日本語で書かれていると思うのですが、他方でそのまま音読しては分からない言葉もあります。たとえば「かような事態」ですね。「かような事態」が何をさすのかというのが、法律用語独特な部分もありますので、そういったところを少し手直しするような形で音読をしたら、なお良いのではないかと思います。

ただ、今いろんなところが差し迫っている状況で、新しいことをやる力が私たち弁護団からは出てこないの、もしよろしければ、皆さんのほうで「こういったものを作ったけれどどうだ」ということをおっしゃっていただいたら、弁護士も参加することができると思います。

原発裁判関連ニュース

◆志賀原発訴訟第 16 回口頭弁論◆

10 月 15 日、志賀原発を廃炉に！訴訟の第 16 回口頭弁論が金沢地方裁判所の 205 法廷で午後 1 時 30 分より行われた。最初に原告の和田廣治さん（富山市）が意見陳述。志賀原発がまだ工事中だった 1990 年からの反原発株主としての北電の株主としての活動を紹介しながら、「志賀原発の再稼働を認

めると…私たちやこれから生まれてくるすべての命が危険にさらされます。仮に事故がなくても、志賀原発で発生した大量の放射性廃棄物を今後数百年、数千年、数万年にわたって子々孫々に、生きとし生けるすべての命に、重大な危険性と膨大な費用を押しつけることに直結します」と訴えた。
*次回期日は 2016 年 1 月 25 日(月)、次々回は 2016 年 3 月 17 日、いずれも 1 時半より。

◆子ども脱被ばく裁判第 3 回口頭弁論

（編注：12 月 1 日、第 3 回口頭弁論期日が実施。以下サポーターの後藤由美子さんの報告です。）

みなさま、多大な署名・応援はがきのご協力、本当にありがとうございました！！

12 月 1 日福島地裁に 9705 筆、前回と合わせて 17459 筆の署名が提出されました。福島県内で声を上げていくことの難しさはどれほどのものか、ご想像ください。「復興に逆行する」と、被害を受ける立場の声を聞こうとしない悲しい状況があります。実はすべての人たちが被害を受けているのに……。

弁護団の尽力により、今回も却下はまぬがれましたが、依然として内容の審議に入れない状況です。しかしながら原告の渾身の意見陳述、そして全国からの多大な署名が、却下を押しとどめる大きな力になったのは間違いありません。継続した取り組みが必要とのことで、第三次の集約日を来年 2 月 17 日に設けました。なにとぞ皆さんの口コミで裁判のことを周りへお伝えいただき、署名を集めていただければ幸いですようお願い申し上げます。
*編注：代理人の井戸弁護士は次のように語っています。「確かにこの裁判は前例がありません。前例のない裁判が起こったのは、前例のない人権侵害が起こったからです。それを裁く司法には、前例のない判断が求められます。弁護団は、そのことを次回期日までに強く主張して、裁判所の翻意を求めます。」署名は以下よりダウンロードできます。<http://kodomodatu.jugem.jp/>

◆玄海原発訴訟 原告 1 万人突破！◆

(編注：玄海原発訴訟弁護団の東島弁護士、桃島弁護士は、大飯原発訴訟支援のために九州からこれまでも北陸の地まで足を運んでいただいています。その玄海原発訴訟が 11 月 19 日、16 回目の追加提訴を行い、ついに原告総数が 1 万人を超えました。以下提訴声明からの抜粋です。)

「私たちは、本日、278 名の原告をもって、国と九州電力を被告とし、玄海原発の全ての稼働差止等を求める第 16 次訴訟を佐賀地方裁判所に提起した。第 1 次から第 15 次原告と合わせて、10087 名の原告（国内 47 都道府県及び韓国・中国・フランス・イタリア・スイス在住）を擁する原発訴訟となった。私たちは、圧倒的多数の人々の「脱原発の意思」を実現する方針のもとで、“「1 万人原告」による訴訟”を提起してきたところ、今回の提訴で原告数 1 万人を達成した。」

◆設置許可取り消しもんじゅ提訴◆

敦賀市の高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故から、20 年となる 12 月 8 日、周辺住民らが福井市内で会見し、25 日にも国を相手に、原子炉設置許可の取り消しを求める訴訟を東京地裁に起こすことを正式に表明。(2015 年 12 月 9 日付け「日刊県民福井」より)

◆大飯高浜仮処分結審&X 一決定◆

11 月 13 日、福井地裁で行われていた高浜 3、4 号機異議審、大飯 3、4 号機審尋の双方の審理が終了。その後、12 月 15 日に福井地裁より決定を年内の 12 月 24 日（木）に行うとの通知があった。

◆大津地裁 来春 仮処分判断へ◆

高浜 3、4 号機再稼働差止を求めている滋賀県住民の仮処分審尋が 12 月 15 日に審理終了となった。来年 1 月末まで双方の反論を受け付け、来春には決定が出る模様。代理人の井戸弁護士は、「中身の

議論は関電側に負けていない。裁判官の判断に期待したい」と語った。大津地裁は昨年（2014 年）11 月に「再稼働は差し迫っていない」ことを理由に住民側の訴えを退けている。(2015 年 12 月 16 日付け「日刊県民福井」より)

◆報告会を यूチューブで◆

報告会の様子は以下の यूチューブで。W さん、いつも協力多謝！<https://youtu.be/BthzdzKS2as>

◆長沢先生の意見書◆

長沢先生の意見書（甲 203）は下記で入手可能。
<http://wakasa-net.sakura.ne.jp/www/?p=528>

●現在の会員状況●

2015 年 12 月 10 日現在。

- ・会員登録者数：576 名（原告 189 名）
- ・地域別内訳：

▲県内 263 名（福井市 146 名、嶺南 47 名、坂井地区 30 名、丹南地区 29 名、奥越 11 名）

▲県外 313 名（石川 29 名、富山 4 名、北信越 6 名、東北 5 名、北海道 2 名、滋賀 13 名、京都 37 名、大阪 49 名、兵庫 33 名、奈良 4 名、和歌山 2 名、岐阜 5 名、愛知 20 名、三重 5 名、静岡 2 名、東京 32 名、神奈川 22 名、他関東 23 名、中国・四国・九州 14 名、沖縄 6 名

▼編集後記：今回、福井から金沢に向かう「傍聴バス」には過去最高の 32 名が乗車、傍聴の抽選でも 12 名が抽選にもれるなど多くの支援者がかけつけてくださいました。▼編集では、大阪の徳井支局長（『かたくり』通信大阪支局）及び兵庫の K さんの支援には多謝！報告会の大部分の記事はお二人によるものです。▼静かな語り口で淡々と語られる徳雲さん・・・内藤裁判長が眼鏡越しにそっと徳雲さんや被告関電側の様子を見ていました。思いが「染み入り」ますように。▼報告会の終了間際、「裁判の会」事務局の N さんが倒れられて救急搬送。現在は療養中です。一刻も早い回復をお祈り申し上げます。（編集子）